

公立大学法人埼玉県立大学地域手当に関する規程

平成22年4月1日
規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）第12条の規定による地域手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(地域手当の支給)

第2条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(端数計算)

第3条 規則第12条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。規則第21条、第23条第3項及び第4項並びに、第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。